

# 源泉所得税の改正のあらまし

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税に関するさまざまな情報を提供しています（この改正のあらましや源泉所得税関係の諸用紙等も掲載しています）。また、タックスアンサーホームページ【<http://www.taxanser.nta.go.jp>】では、税に関するさまざまな質問についてお答えしています。

平成 15 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、平成 15 年度の税制改正等により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

なお、毎月(日)の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)は、昨年版(「平成 14 年 4 月以降分 給与所得の源泉徴収税額表」と変わっておりません。

(注) このパンフレットは、平成 15 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税制度が、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止されました。  
また、一定の大口株主以外の者が支払を受ける上場株式等の配当等について、源泉徴収税率を軽減する特例制度が創設されるとともに、申告不要制度の適用上限額が撤廃されることとなりました。

## (1) 配当所得の源泉分離選択課税制度の廃止

イ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける一定の配当等については、35%の税率による源泉分離課税を選択することができることとされています。

ロ 今回の改正により、この源泉分離選択課税の特例が平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止されました。

## (2) 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の特例制度の創設

イ 居住者等が支払を受ける配当等については、原則として、20%(地方税なし)の税率による源泉徴収が行われることとなっています。

ロ 今回の改正により、居住者等(注1)が平成 15 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等(注2)の配当等について、源泉徴収税率を 15%(他に地方税 5%)とする特例制度が創設されました。

さらに、この特例制度については、平成 15 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間は 10%(地方税なし)、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は 7%(他に地方税 3%)の優遇税率が適用されます。

なお、この特例制度の対象となる者には、非居住者、内国法人及び外国法人が含まれます。

(注) 1 発行済株式の総数又は出資金額の 5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この特例制度の対象とはなりません。

2 上場株式等には、特定株式投資信託(E T F)や特定不動産投資信託(J リート)なども含まれます。

## (3) 上場株式等の配当等に係る申告不要制度の適用上限額の撤廃

イ 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける配当等の所得については、原則として総合課税制度となっていますが、1 回に支払を受けるべき配当等の金額が 5 万円(配当等の計算期間が 1 年以上であるときは 10 万円)以下の少額配当については、確定申告を要しないこととされています。

ロ 今回の改正により、このような少額配当の申告不要の特例の対象となる配当等のうち平成 15 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、1 回の支払金額に係る適用上限額が撤廃されました(上記(2)のロの(注) 1 に該当するものを除きます。)

【上場株式等の配当等に対する課税制度の改正の概要図】

	改正前	改正後		
	～平 15. 3. 31	平 15. 4. 1～15. 12. 31	平 16. 1. 1～20. 3. 31	平 20. 4. 1～
課税方法	総合課税			
源泉徴収税率 (特別徴収税率)	20% (地方税なし)	10% (地方税なし)	7% (地方税3%)	15% (地方税5%)
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円 (年1回10万円)以下	上限金額なし		
35%源泉分離 選択課税制度	1銘柄当たり1回25万円 (年1回50万円)未満かつ 発行済株式の総数の5%未満	廃止		

2 平成16年1月1日以後に支払われる公募証券投資信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等について、現行の利子並み課税（源泉分離課税）の対象から除外した上、源泉徴収税率の特例制度及び適用上限額を付さない申告不要制度の対象とされました。

- (1) 居住者等が支払を受ける公募証券投資信託(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。以下、同様です。)の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については、15%(他に地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われています。
- (2) 今回の改正により、居住者等が平成16年1月1日以後に支払を受けるべき公募証券投資信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については、現行の利子並み課税の対象から除外されるとともに、上記1の上場株式等の配当等と同様に、源泉徴収税率の特例制度及び申告不要制度(上限金額の制限なし)の対象とされることとなりました。
- (3) この改正は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用され、同日前に支払を受けるべきものについては、従前どおり利子並み課税が適用されます。

3 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収について、平成16年以後、年間一括納付方式へ改められる等の改正が行われました。

- (1) 居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者が源泉徴収選択口座（特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座をいいます。）を有する場合において、当該特定口座内に保管されている上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引の差金に相当する金額の支払をする証券業者は、その支払をする際、一定の計算方法により算出した所得金額（以下「特定口座内調整所得金額」といいます。）に15%の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、これを翌月10日までに納付しなければならないこととされています。  
また、証券業者は、その月の特定口座内調整所得金額の合計額が年初から通じて計算した場合の特定口座内調整所得金額に相当する金額を超えるときは、その特定口座を有する居住者等に対し、その超える部分の金額に15%を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならないこととされています。
- (2) 今回の改正により、平成16年以後における源泉徴収の方式が、譲渡等の都度、証券業者がその源泉徴収選択口座に係る年初からの通算所得金額の増減額の15%(平成19年末までは7%)相当額の所得税の源泉徴収又は還付を行うとともに、年末において還付されずに残っている源泉徴収税額を翌年1月10日までに一括して納付する方式に改められました。  
また、平成15年中の源泉徴収選択口座については、15%(同年4月以後は7%)の税率による源泉徴収並びに月ごとの納付及び還付の仕組みを維持した上、証券業者が源泉徴収選択口座においてその年中に源泉徴収をした所得税の合計額(還付をした金額を除きます。)のうち、その源泉徴収選択口座に係る年間通算所得金額の7%相当額を超える部分の金額をその源泉徴収選択口座を有する居住者等に還付することとされました。  
なお、源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署長への提出は要しないこととされました。

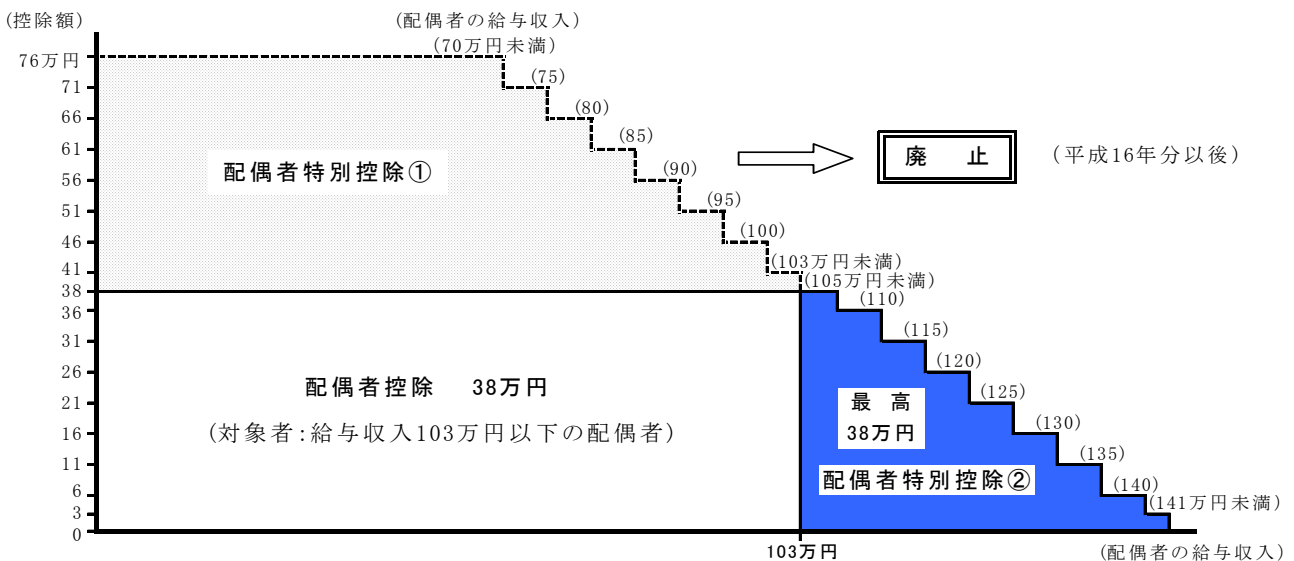
4 資本又は出資の金額が1億円以上である内国法人が支払を受ける公社債の利子のうち、社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」といいます。）に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債の利子で、その記載又は記録をした振替機関等の営業所等の長がその資本又は出資の金額が1億円以上であること等について確認をした日以後、一年を経過する日までの期間内に開始する利子の計算期間内に生じたものについては、源泉徴収を要しないこととされました。

- (1) 国内に営業所を有する銀行、証券業者等の金融機関が支払を受ける公社債の利子で、社債等振替法に規定する振替口座簿に記載等がされていた期間内に生じたものについては、源泉徴収を要しないこととされています。
- (2) 今回の改正により、この特例の対象に、資本又は出資の金額が1億円以上の内国法人で振替機関等に一定の確認書類を添付した申請書を提出して確認を受けた法人が追加されることとなりました。  
また、この特例の対象となる証券業者等の範囲に、証券取引清算機関が追加されることとなりました。
- (3) この改正は、平成15年4月1日以後に支払を受けるべき公社債の利子から適用されます。

5 配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）については、平成16年分以後の所得税から適用がないこととされました。

- (1) 所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限り、）と生計を一にする配偶者の所得が76万円未満（所得が給与所得のみである場合には、給与の収入が141万円未満）である場合には、その配偶者の所得金額に応じた配偶者特別控除額（最高38万円）を、所得者本人の所得金額から控除することとされています。
- (2) 今回の改正により、配偶者が控除対象配偶者に該当する場合（給与所得のみである場合には、給与の収入が103万円未満）に適用される部分の配偶者特別控除（下図①の部分）については、その適用が廃止されることとなりました。
- (3) この改正は、平成16年分以後の所得税から適用されます。したがって、平成15年分の所得税については、これまでと同様の控除が受けられます。

【配偶者控除・配偶者特別控除のイメージ図】（配偶者が給与所得者の場合）



6 内国法人が国内において支払を受ける芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金に対する源泉徴収制度が廃止されました。

- (1) 内国法人に対し、国内において芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金を支払う場合には、その支払者は、その報酬等の金額の10%に相当する金額の所得税を源泉徴収しなければならないこととされています。  
一方、芸能人の役務の提供に関する事業を行う内国法人で、主として演劇の公演等を行うなど一定の要件に該当するとして所轄税務署長から「源泉徴収の免除証明書」の交付を受けた内国法人が支払を受ける芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金については、源泉徴収を要しないこととされています。
- (2) 今回の改正により、内国法人に支払う芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金については、源泉徴収の対象から除外されることとなりました。

また、これに伴い、上記(1)の主として演劇の公演等を行う内国法人に対する源泉徴収の免除の特例制度は、平成15年3月31日をもって廃止されることとなりました。

(注) 個人の事業者に対する源泉徴収及び源泉徴収の免除の特例は、税制改正後もこれまでと同様です。

(3) この改正は、平成15年4月1日以後に支払うべき報酬等から適用されます。

**7 住宅借入金等特別控除の適用を受けていた居住者が、給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋を居住の用に供しなくなった後、再びその家屋を居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、再び居住した日の属する年以後の各適用年（当初の住宅借入金等特別控除の適用が受けられる年をいいます。）について、住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができることとされました。**

(1) 居住者が、住宅の取得等をして平成16年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（その取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。）において、その者が住宅借入金等を有するときは、居住の用に供した年以後一定の期間の年分（その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していることが条件とされています。）について、その住宅借入金等の年末残高を基礎として計算した金額を、その年分の所得税額から控除できるとされています。

(2) 今回の改正により、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた居住者が、給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後、再びその家屋に居住することとなった場合には、再び居住することとなった日の属する年（その年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年）以後の各適用年について、住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができることとされました。

なお、この再適用を受けるためには、その家屋を居住の用に供しなくなる日までにその居住の用に供しなくなる事情の詳細等を記載した「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に未使用分の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」を添付してその家屋の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、再適用に係る控除額の計算明細書、住民票の写しなどを添付した確定申告書を提出する必要があります。

(3) この改正は、平成15年4月1日以後に家屋を居住の用に供しなくなった場合に適用されます。

(注) この改正事項に関してお分かりにならない点がありましたら、税務署(所得税担当)におたずねください。

**8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象となる短期公社債の範囲に、国有林野事業特別会計法又は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定により発行される国債が追加されました。**

**9 特定退職金共済団体の要件とされている過去勤務期間に対応する掛金の月額の上限額が、2万2千円から3万円に引き上げられました。**

○ 公共法人や外国法人などが支払を受ける公社債の利子に関する各種の非課税制度における非課税の適用を受けるための要件として、国債については一括登録がなされていること、社債については保管の委託がなされていることなどが必要とされていましたが、証券決済制度改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に伴い、平成15年1月6日以後は、上記の要件に代えて社債等振替法に規定する振替口座簿に記載又は記録がされていることが必要とされました。

なお、改正法施行の日（平成15年1月6日）から5年間は、一定の期日までに発行された公社債については、従前の取扱いが適用されるなどの経過措置が講じられています。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく  
税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。

～～この社会あなたの税がいきている～～